

食品産業環境対策支援事業実施要領

制定 平成22年4月1日 21総合第2134号

第1 目的

この要領は、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の食品産業環境対策支援事業の項に掲げる事業について、実施要綱、農山漁村6次産業化対策事業関係補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21総合第2075号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び農山漁村6次産業化対策事業に係る公募要領（平成22年3月5日付け21総合第1907号大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「公募要領」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

実施要綱第5の1の事業実施計画は、別記様式1により作成し、承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の中止又は廃止の承認申請については、交付要綱第5の規定に基づく「事業中止（廃止）承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の重要な変更は、以下のとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の13の事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

第3 事業実施状況等の報告

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式1）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業承認者（実施要綱第5の1に規定する事業承認者をいう。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業成果の報告

事業実施主体（実施要綱別表1の食品産業環境対策支援事業の項の1の「(6)食品廃棄物オンサイト肥飼料化設備導入事業」を実施したものに限る。）は、実施要綱第7の規定に基づき、事業を実施した翌年度の事業成果について、別記様式2により事業成果報告書を作成し、事業を実施した翌々年度の5月末までに事業承認者に提出するものとする。

第4 事業収益状況の報告

事業実施主体（実施要綱別表1の食品産業環境対策支援事業の項の1の「(2)技術の改良による食品廃棄物新規用途開発推進事業」を実施したものに限る。第5の1において同じ。）は、実施要綱第9の1の規定に基づき、事業に係る企業化、特許権等（特許権、特許を受ける

権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権をいう。以下同じ。)の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等、事業を実施することにより発生した収益の状況について、事業終了年度の翌年度以降4年間、毎年、別記様式3により事業収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後90日以内に事業承認者に提出するものとする。

第5 収益納付

1 事業実施主体は、事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により相当の収益を得たと認められる場合には、実施要綱第9の2の規定に基づき、以下により算定した額を国庫に納付するものとする。

(1) 本事業に係る企業化により収益が生じた場合の納付額は、次の算式により算定した額とする。

納付額 = (収益の累計額 - 補助事業の自己負担額) × (補助金総額 / 企業化に係る総費用) × 企業化利用割合 - 前年度までの納付額

ア 式中の「収益の累計額」とは、補助事業の成果に係る製品ごとに算出される営業利益の当該年度までの累計額をいう。

イ 式中の「企業化に係る総費用」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該製品の製造に係る設備投資等に要した費用の合計額をいう。

ウ 式中の「企業化利用割合」とは、製品全体の製造原価に占める補助事業の成果物の製造原価の割合をいう。

(2) 本事業に係る特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により収益が生じた場合の納付額は、次の算式により算定した額とする。

納付額 = (収益の累計額 - 補助事業の自己負担額) × (補助金総額 / 補助事業に関連して支出された技術実証費総額) - 前年度までの納付額

ア 式中の「収益の累計額」とは、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定により生じた収益額の当該年度までの累計をいう。

イ 式中の「補助事業に関連して支出された技術実証費総額」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該特許権等を得るために要した補助事業以外の技術実証費の合計額をいう。

2 納付額の上限は、交付された補助金総額から、補助事業に係る財産処分に伴う納付額を差し引いた額とする。

3 収益納付すべき期間は、事業終了年度の翌年度以降4年間とする。

第6 補助金遂行状況の報告

交付要綱第9に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を交付決定者(交付要綱第3の2に規定する交付決定者をいう。)に提出するものとする。ただし、交付要綱第8の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第5号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第7 事業実施主体の特認の要件及び手続

1 公募要領別表1の事業No.24からNo.28まで並びにNo.30及びNo.31の項の第4欄に掲げる総合食料局長が特に必要と認める団体(以下「特認団体」という。)は、

次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 主たる事務所の定めがあること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約の定めがあること。
 - (4) 各年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 2 特認団体の認定の申請は、実施要綱第5の1の規定による事業実施計画の提出の際、別記様式4を併せて提出することにより行うものとする。

第8 その他

1 事業の委託

事業実施主体は、他の民間団体又は研究機関等に本事業の一部を委託して行わせる場合には、以下の事項を事業実施計画（別記様式1別添「第1 総括表」の「事業の委託」の欄）に記載することにより、事業承認者の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

2 生じた知的財産の取扱い

事業実施主体（実施要綱別表1の食品産業環境対策支援事業の項の1の「(2)技術の改良による食品廃棄物新規用途開発推進事業」を実施したものに限る。）は、本事業により、特許権等知的財産化が可能な成果が得られた場合には、特許権等の権利の出願後、別記様式5により、特許権等の出願を報告する出願報告書を作成し、速やかに事業承認者に提出するものとする。

3 報告又は指導

事業承認者は、事業実施主体に対し、この事業に関し必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式1(第2、第3関係)

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度食品産業環境対策支援事業実施計画の承認(変更、中止、廃止の承認)の申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成22年月日付け 総合第 号農林水産事務次官依命通知)第5の1に基づき、関係書類を添えて、承認(変更、中止、廃棄の承認)を申請する。

〔 事業実施計画書については、選定審査委員会で採択された公募申請書から変更はない。 〕

(注)1 関係書類として、別添を添付すること。

ただし、実施要綱別表1の食品産業環境対策支援事業の項の1の「(6)食品廃棄物オンサイト肥飼料化設備導入事業」については、事業実施計画の内容につき、選定審査委員会で採択された公募申請書の内容から変更がない場合には、上記()内を記載することにより、別添の添付を省略することができる。

2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、事業実施計画の承認通知があった事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。

3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止(廃止)の理由」とし、当該箇所に事業を中止又は廃止する理由について記載すること。

4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成 年度食品産業環境対策支援事業実施計画の実施結果の報告について」とし、「第1 総括表」には、実績を記載すること。

(別添)

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する 事業の内容 及びそれに 要する経費	
合	計					

第2 個別事業実施計画添付資料

1 事業の目的

技術の改良による食品廃棄物新規用途開発推進事業については、冒頭に技術実証課題名を()書きで記入すること。

2 事業の内容

(1) 食品産業グリーンプロジェクト総合対策事業

食品廃棄物発生抑制推進事業

ア 食品廃棄物の業種別発生状況の把握

(ア) 検討会の開催

開催時期及び回数	出席者数	検討内容	備考
	人		

(イ) 調査研究の実施

研究員氏名	担当者の役割

(ウ) アンケート調査の実施

調査時期	調査対象	調査内容	備考

(エ) ヒアリング調査の実施

調査時期	調査対象	調査内容	備考

イ 食品廃棄物の発生抑制に係る法制度や具体策の周知

(ア) 研修会の開催

開催時期	開催場所	参加人数	実施内容	資料作成部数	備考
		人		部	

(イ) 啓発資料の作成・配布

種別	作成部数	主な配布先	備考
	部		

ウ 報告書の作成・配布

作成部数	主な配布先	備考
部		

技術の改良による食品廃棄物新規用途開発推進事業

ア 推進事業

(ア) 技術実証協議会の設置

a 協議会委員

氏名(ふりがな)	団体名	所属・役職	連絡先(TEL、e-mail)

責任者の氏名の前に を付けること。

b 協議会の開催

開催時期及び回数	出席者数	検討内容	備考
	人		

(イ) 普及委員会の設置

a 普及委員

氏名(ふりがな)	団体名	所属・役職	連絡先(TEL、e-mail)

責任者の氏名の前に を付けること。

検討委員と同じ場合は、その旨を記載し省略すること。

b 普及委員会の開催

開催時期及び回数	出席者数	検討内容	備考
	人		

(ウ) 技術改良・実証に向けた研究・技術指導の実施

実施時期及び回数	実施場所	人数	研究・指導内容	備考
		人		

(エ) 報告会などの実施

a 報告会の実施

実施時期及び回数	開催場所	参加人数	実施内容	備考
		人		

報告会を実施しない場合は、「c その他」に普及推進の具体的な内容等を記載すること。

b 普及資料の作成・配布

作成部数	主な配布先	備考
部		

c その他

普及推進を行う具体的な内容等	備考

「a 報告会の実施」とは別に普及推進を行う場合は、具体的な内容等を記載すること。

イ 改良・実証活動の内容（食品関係事業者名）

食品関係事業者が複数ある場合は、事業者ごとに作成すること。

概要 (当該改良・実証技術に関連して、対象となる食品廃棄物等（排出量、現行の処理方法等を含む。）、対象となる技術（技術の新規性等）、有効活用の具体的な内容（新規用途、新商品、販売先等）を記載すること。)
改良・実証活動の内容 (機械装置費、開発研究員費、研究活動費の内容について、それぞれ具体的に記載すること。スケジュールを記載すること。) (機械装置の管理運営に関する規程又は要領の案を添付すること。)
実施工程のフロー図
期待される効果及びその検証方法 (本事業を実施することにより、どのような効果が期待されるか等について具体的に記載すること。)
実施体制（改良・実施活動担当者の氏名、所属及び役職を記載すること。）及び実施体制図 (責任者の氏名の前に を付けること。) (開発研究員費の支出対象者以外の外部研究者等を含む場合は、その者の氏名の前に を付けること。)

改良・実証活動の実施場所 (2 か所以上に分かれるときは、各実施場所ごと(共同実施者や当該事業の一部受託者が改良・実証活動を行う場合には、当該改良・実証活動の実施場所を含む。)に記載すること。)
技術実証課題の完了予定年月日

添付書類

- (1) 技術実証協議会の規約等
- (2) 事業の一部を委託する場合は、その委託契約書の案

フードバンク活動推進事業

ア 検討会の設置

開催時期及び回数	出席者数	検 討 内 容	備 考
	人		

イ 研修会の開催

開催時期	開催場所	参加人数	実 施 内 容	資料作成部数	備 考
		人		部	

ウ 指導員による指導

指導員氏名	指導員の役割

エ 報告書の作成・配布

作 成 部 数	主 な 配 布 先	備 考
部		

食品リサイクル・ループ構築促進事業

ア 検討会の設置

開催時期及び回数	出席者数	検 討 内 容	備 考
	人		

イ 研修会の開催

開催時期	開催場所	参加人数	実 施 内 容	資料作成部数	備 考
		人		部	

ウ 指導員による指導

指導員氏名	指導員の役割

エ 報告書の作成・配布

作成部数	主な配布先	備考
部		

食品廃棄物効率的収集体制構築促進事業

ア 検討会の設置

開催時期及び回数	出席者数	検討内容	備考
	人		

イ 研修会の開催

開催時期	開催場所	参加人数	実施内容	資料作成部数	備考
		人		部	

ウ 指導員による指導

指導員指名	指導員の役割

エ 報告書の作成・配布

作成部数	主な配布先	備考
部		

食品廃棄物オンサイト肥飼料化設備導入事業

ア 設備概要

設備の種類・名称	能力	台数	設置導入事業所名及び住所	具体的設置場所	備考

- (注) 1. 設備の仕様が記載されたカタログ、パンフレット等を添付すること。
2. 事業所全体の図面及び設備導入場所の配置図を添付すること。

イ 設備選定理由

--

- (注) 設備の種類を選定理由及び設備の能力の選定根拠となる数値データを記入すること。

ウ 食品廃棄物等の発生量及び再生利用量 (単位：トン/年)

食品廃棄物 等発生量	設備導入前			設備導入後		
	再生利用量		廃棄物とし ての処理量	再生利用量		廃棄物とし ての処理量
	方法	仕向量		方法	仕向量	
	肥料			肥料		
	飼料			飼料		
	その他			その他		
	計			計		

(注) 導入設備が平成21年4月1日から稼働したものとして、平成21年度見込量を記入すること。

エ リサイクル肥飼料の製造数量等

(単位：t/年)

種 類	名 称	製造数量	うち食品循環資源以外の原材料		
			うち食品循環資源の量	種 類	量

(注) 導入設備が平成22年4月1日から稼働したものとして、平成22年度見込数量を記入すること。

オ リサイクル肥飼料の譲渡先等

(単位：t/年)

譲渡先名称	所在地	生産する農畜水産物		左の生産に要する肥飼料		
		種類	量	リサイクル 肥飼料の量	その他の肥飼料	
					種類	量

カ 農畜水産物の販売先

(単位：t/年)

農畜水産物		販 売 先				
種類	量	計画的販売先			その他の 販売量	
		自社によ る引取量	自社以外の引取量			
			名称	所在地		販売量

(2) 食品産業CO2削減促進対策事業

排出削減のための具体的方策の検討

ア 実効性確保

(ア) 総合検討会の開催

a 検討会の開催

開催時期及び回数	出席者数	検討内容	備考
	人		

b 報告書の作成・配布

作成部数	主な配布先	備考
部		

(イ) 業種別検討会の開催

a 検討会の開催

開催時期及び回数	出席者数	検討内容	備考
	人		

b 報告書の作成・配布

作成部数	主な配布先	備考
部		

イ 研修会の開催

開催時期	開催場所	参加人数	実施内容	資料作成部数	備考
		人		部	

ウ 削減指針の作成

作成部数	主な配布先	備考
部		

エ 業種別研修会の開催

開催時期	開催場所	参加人数	実施内容	資料作成部数	備考
		人		部	

オ アンケートの実施

調査時期	調査対象	調査内容	備考

事業者による優良取組事例の普及

ア 審査委員会の開催

開催時期及び回数	出席者数	検討内容	備考
	人		

イ 表彰式の開催

開催時期	開催場所	参加人数	功績集作成部数	配布先	備考
		人	部	部	

ウ 報告書の作成・配布

作成部数	主な配布先	備考
部		

(3) 容器包装リサイクル法コンプライアンス推進事業

実効性確保

ア 検討会の開催

開催時期及び回数	出席者数	検討内容	備考
	人		

イ 報告書の作成・配布

作成部数	主な配布先	備考

研修会の開催

開催時期	開催場所	参加人数	実施内容	資料作成部数	備考
		人		部	

パンフレットの作成・配布

作成部数	主な配布先	備考
部		

別記様式2(第3関係)

平成 年度食品廃棄物オンサイト肥飼料化設備導入事業に係る事業成果の報告について

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

事業実施主体
所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成22年度食品廃棄物オンサイト肥飼料化設備導入事業により設置した設備の平成23年度における事業成果について、食品産業環境対策支援事業実施要領(平成22年 月 日付け 総合第 号総合食料局長通知)第3の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計						

第2 事業の目的

第3 事業の内容

1 食品廃棄物オンサイト肥飼料化設備導入事業

(1)設備概要

設備の種類・名称	能力	台数	設置導入事業所名及び住所	具体的設置場所	備考

(2) 設備選定理由

--

(3) 食品廃棄物等の発生量及び再生利用量 (単位：トン/年)

食品廃棄物 等発生量	設備導入前			設備導入後		
	再生利用量		廃棄物とし ての処理量	再生利用量		廃棄物とし ての処理量
	方法	仕向量		方法	仕向量	
	肥料			肥料		
	飼料			飼料		
	その他			その他		
	計			計		

(4) リサイクル肥飼料の製造量・譲渡先等

(単位：t/年)

種 類	名 称	製造数量	うち食品循環 資源の量	うち食品循環資源以外の原材料	
				種 類	量

(5) リサイクル肥飼料の譲渡先等

(単位：t/年)

譲渡先名称	所在地	生産する農畜水産物		左の生産に要する肥飼料		
		種類	量	リサイクル 肥飼料の量	その他の肥飼料	
					種類	量

(6) 農畜水産物の販売先

(単位：t/年)

農畜水産物		販 売 先				
種類	量	計画的販売先			その他の 販売量	
		自社によ る引取量	自社以外の引取量			
			名称	所在地		販売量

別記様式3(第4関係)

年度技術の改良による食品廃棄物新規用途開発推進事業収益状況報告書

番 号
年 月 日

(事業承認者)殿

住 所
機 関 名
代表者氏名
印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知があった技術の改良による食品廃棄物新規用途開発推進事業について、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱第9の1の規定に基づき、事業の収益の状況について下記のとおり報告します。

記

- 1 技術実証課題名
- 2 補助事業に係る特許権等の譲渡又は実施権の設定による収益の累計額
円
- 3 補助事業の成果の企業化による収益の累計額
円
- 4 補助事業に関連して支出された技術実証費の総額
円
- 5 企業化に係る費用の総額
円
- 6 企業化利用割合
%
- 7 補助事業の自己負担額
円
- 8 補助金の確定額
年 月 日付け 第 号確定
円
- 9 前年度までの収益納付額
円
- 10 本年度収益納付額
円

(注) 1. 上記2から6については、補助事業の成果に係る特許権等及び製品ごとに算出すること。

2. 各項目の算出の根拠となる資料を添付すること。

別記様式4(第7関係)

食品産業環境対策支援事業特認団体承認申請書

1 団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の役職名及び氏名

4 設立年月日

5 事業年度(月 ~ 月)

6 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・中 小企業の別	従業 員数	資本金	年間販 売額	主要事業	備考

7 設立目的

8 事業実施計画の内容

9 特記すべき事項

10 添付書類

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(創立総会議事録写し等)
- (3) その他参考資料

別記様式5(第8関係)

年度技術の改良による食品廃棄物新規用途開発推進事業
特許権等出願報告書

番 号
年 月 日

(事業承認者)殿

住 所
機 関 名
代表者氏名
印

平成 年度において、下記のとおり技術の改良による食品廃棄物新規用途開発推進事業の実証活動から生じた特許権等を出願したので、特許権等出願報告書を提出します。

記

1 技術実証課題名

2 出願した特許権等の内容

(1) 番号

(2) 出願日

(3) 発明の名称

(4) 種類

(5) 出願人

(6) 発明者